

平成30年度 定期監査の結果に関する報告

平成31年3月29日（金）

第1 監査の概要

地方自治法第199条第4項に基づき、平成30年度における定期監査を実施した。その結果は次のとおりである。

1 監査の実施方針

定期監査にあたっては、平成30年12月末現在における市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかどうかについて監査を実施する。

2 監査の実施状況

全部局等を対象に平成30年4月1日から平成30年12月31日までを対象期間とする定期監査調書を徴し、それらに基づき予算の執行、収入、支出、契約及び財産管理等について審査を行うとともに、平成31年3月7日、8日の2日間、下記の7課についてヒアリングを実施した。

ヒアリング実施日	ヒアリング実施課	ヒアリング実施日	ヒアリング実施課
3月7日（木）	公園緑地課	3月8日（金）	学校教育課
	道路課		学校施設課
	議会事務局		保育幼稚園課
	—		企画財政課

第2 監査の結果と概要

定期監査の結果、各課等における予算の経理、財産管理など、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、関係法令等に従いおおむね適正になされていると認められたが、一部において改善等を要するものがあつた。

改善等を要する事項については、第3に示すとおりであり、ヒアリングの実施状況については以下に示すとおりである。

1 公園緑地課について

公園緑地課からは、「文化観光創出事業」の予算執行、補正による予算減額の理由及び事業の進捗状況、「長嶺城跡(仮称)総合公園整備事業」の予算執行及び補正による予算減額等について聴取した。

まず「文化観光創出事業」における予算の減額については、一括交付金の特別枠にて要望したが採択されなかったことによる補正減であり、平成31年度においては、一括交付金の基本枠で事業を行うとのことであった。

次に「長嶺城跡(仮称)総合公園整備事業」における予算の減額については、県への補助金概算要求額に基づいて予算編成を行ったが、県の予算編成前に事業認可が下りず、要望していた補助額がもらえなかったことから、その額を減額補正せざるを得なかったとのことであった。

文化観光創出事業については、事業の位置づけを明確にし、全体の計画を念頭におきながら、一括交付金を十分に活用し、早急に事業を進めていくことが必要であるとする。

2 道路課について

道路課からは、補正や流用により予算額が大きく変更されている市道2号線、25号線、34号線、54号線、218号線、239号線について、それぞれの執行状況等を聴取した。

まず、市道2号線の予算額の減については、用地買収の難航により事業執行が困難となったため他事業の進捗を図ることとして、市道218号線及び市道286号線へ流用をおこなったとのことであった。市道34号線の予算減については、平成29年度に国の補正予算がついたことで先行して工事を行い、30年度予算が不用となったことによる補正減とのことであった。

市道25号線及び54号線、239号線における事業費の減額については、県補助金の交付決定内示額にあわせた減額とのことであり、予算執行上問題はなかった。

3 議会事務局

議会事務局からは、議会インターネット映像配信業務について、その委託内容と予算執行について聴取した。

委託内容としては、インターネットによる本会議のライブ映像配信及び会議映像の編集作業等であるとの説明であった。予算に対して支出負担行為額がかなり少ないことについては、インターネット配信を庁舎移転とともに開始するにあたり、移転の時期が未確定だったため6ヶ月分の予算を計上したが、平成31年2月の初議会からの配信開始と、予定

より期間が短縮されたことで、契約額が予算額をかなり下回ったとのことであった。議会インターネット映像配信がスタートしたことにより、本会議の様子が正確に市民に伝えられることは大変評価すべきことである。

市議会における広報については、既存媒体がいくつかあり、相互の関連性や役割、広報のあり方や効果等も含め、予算の効率性、合理性の観点から総合的な検討が必要と思われる。

4 学校教育課について

学校教育課からは、いじめ問題訴訟について、いじめ予防事業委託業務についての業務内容及び執行状況について、長嶺中学校産業医報酬における予算額の補正減について、IT資産管理ソフト導入委託についての業務内容及び執行状況について、印刷物や備品、消耗品等の随意契約における業者選定について聴取した。

まず、いじめ問題訴訟については、弁護委託の内容等について聴取した。いじめ予防事業委託業務については、すでに県内の小中学校で人権擁護に関する「いのちの授業」を実施し、実績のある沖縄弁護士会に委託し、市内の小学校4年生から中学校3年生までの全115クラスにおいていじめ予防のための授業を行ったとのことであり、今後の取組みも含め、市のいじめ予防対策の成果に期待したい。

次に、長嶺中学校産業医報酬の予算が減額されたことについては、長嶺中学校の教職員が50名に満たず、産業医をおかなければならないとされている事業所規模を下回ったことにより、産業医を配置しなかったことによる補正減であるが、衛生推進者の配置及び教育委員会の産業医による対応で特に問題は生じないとのことであった。

IT資産管理ソフト導入委託の業務内容については、学校現場で使用している約900台のパソコンについて、ソフトの把握やシステムへのアクセス記録、OSの管理等を、資産管理ソフトを使用して管理するというものであった。平成30年12月27日に入札、平成31年1月4日に契約と、平成31年4月1日の運用に向けて着実に業務を進めているとのことであり、個人情報の外部流出防止等も含め、より一層情報の適正管理に努めていただきたい。

印刷物や備品、消耗品等の業者選定については、市の契約規則に基づき、ある一定額以上の契約においては見積を2社以上とったうえで選定しているとのことであった。また、教育委員会の方で各学校の庶務担当に、市内業者を優先的に使用するようとの提案を行っているとのことであった。

物品の発注については、同一業者へ極端に偏ることにより市民に疑念を抱かれることの無いよう、今後とも留意されたい。

5 学校施設課について

学校施設課については、上田小学校改築事業の予算執行及び事業の進捗状況、豊見城中学校改築事業の予算執行及び事業の進捗状況、国・県補助金の受け入れ等について聴取した。

上田小学校、豊見城中学校の学校改築工事については、両工事共に想定外の事態が発生し、予定より3～4ヶ月の遅れがでていたとのことであり、今後の工事の施工管理に万全を期するとともに、事業の進捗等進行管理にも十分留意されたい。

また、国庫支出金、県支出金の受け入れについては、四半期ごとに市が業者へ支払いを行った分について確実に請求を行っているとのことであった。支出金の請求は市の収入を確保するという点で重要であり、今後とも適時の請求事務対応をお願いしたい。

6 保育幼稚園課について

保育幼稚園課からは、保育士関連事業の業務内容及び予算の執行状況について、認定こども園施設整備事業の事業内容及び補正による予算額の減等について聴取した。

まず、保育士関連事業としては、保育士の就職促進、離職防止、正規雇用率の上昇などを目的として、保育士試験受験者支援事業、保育士年休取得等支援事業、保育補助者雇上強化事業、保育士正規雇用化促進事業を実施しているとのことであった。そのうち、保育士試験受験者支援事業を除く事業が12月末時点で予算未執行となっている理由について、保育士関連事業は国や県の補助金を財源として実施する事業であり、その交付決定が12月までになされなかったことによるとのことであった。

保育士待遇の改善については喫緊の課題であり、今後も事業推進に努めていただきたい。

次に、認定こども園施設整備事業の事業内容については、市内幼稚園を認定こども園に移行するにあたり、必要な施設整備を行うというものであった。予算が補正によりすべて減額となっていることについては、平成31年度に認定こども園に移行する市内幼稚園7園のうち、2園について施設整備を予定し当初予算に計上したが、園を運営する法人の意向により、整備を見送ったとのことであった。

認定こども園に関する事業については、運営する法人との十分な調整をはかりつつ、事業推進に努めていただきたい。

7 企画財政課について

企画財政課からは、新庁舎建設事業に関する予算の執行状況、新庁舎建設に関する紛争審査会での調停における弁護士委託契約料、旧庁舎の活用検討状況、財産管理状況、職員駐車場の駐車料金の算定方法、IT産業振興センター跡地民間活力導入支援業務等につ

いて聴取した。

まず、新庁舎建設事業については、大規模な工事や備品購入については完了しており、事業費の支払いについても順調に進めているとのことであった。紛争審査会での調停における弁護士委託契約料の内容については、沖縄県建設紛争審査会の調停における弁護業務の着手金とのことであり、その額の決定は、一般の裁判に準じた算定となっているとのことであった。

旧庁舎の活用検討については、現在、豊見城市市有土地利用対策委員会において検討中とのことであった。

財産管理状況については、市有地の賃貸料の単価設定が一律になっていることについて、その経緯を確認した。単価設定をしてから年数も経過していることから、再度不動産鑑定を行い、見直しを図っていききたいとのことであった。

職員駐車場の駐車料金の算定方法については、市内の駐車場単価や職員駐車場周辺地域の駐車料金を調査し設定したものであるとのことであった。

最後に、IT産業振興センター跡地民間活力導入支援業務について、業務の内容と業務委託料の予算が未執行となっていることについて聴取した。

業務内容については、IT産業振興センター跡地に豊見城市の顔となる施設づくりのための公募支援業務とのことであった。予算の未執行については、現在、IT産業振興センター跡地に隣接するJAおきなわとの一体的な事業を検討しているが、まだその検討調整を行っている状況であり、支援業務を委託するまでには至っていないとのことであった。未執行分については、減額補正を行うとのことであった。

第3 改善等を求める事項について(全課共通事項)

1 資金前渡・概算払について

資金前渡・概算払については、豊見城市会計規則により「用務が終了した日から10日以内」に精算しなければならないと定められているが、いくつかの課において10日を過ぎての精算が見受けられる。

よって、今後の資金前渡・概算払に際しては、規則に基づき適切な事務処理を行っていただきたい。

2 契約状況について

各課から提出された定期監査調書中、「様式7 需用費(修繕費)の契約状況」「様式8 印刷物の契約状況」「様式10 業務委託契約状況」「様式11 使用料及び賃借料の契約

状況」 「様式12 工事請負費の契約状況」における随意契約の手続きについて確認したところ、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号を適用した随意契約件数が33件あり、そのうち市の契約規則第22条第2項第1号、第2号に基づく公表を実施していたものは11件であった。

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約は、豊見城市契約規則第22条第2項第1号、第2号に基づき契約内容等の公表を行わなければならないとされているが、いずれの公表も行っていない件数は14件あった。公表をおこなっていないものは契約金額が比較的少額のものであったが、規則では契約金額の多寡によって公表の要否を定めてはいない。

随意契約締結に関する手続きについては、市民に疑念を抱かせることのないよう、地方自治法施行令、市契約規則を遵守し、これらに定められた手続きを確実に行っていただきたい。

3 国、県支出金の受け入れについて

定期監査調書中、「様式3 歳入予算執行状況」により収納率について確認したところ、12月末時点における国庫支出金の対調定収納率は64.2%、県支出金の対調定収納率は35.7%となっており、特に県支出金の対調定収納率が、他の科目に比べかなり低い状況にある。

国、県の支出金は市の重要な財源であり、その受け入れについては、事業執行にあわせた適時適切な時期における請求を行い、収入の確保に努めていただきたい。

第4 むすび

定期監査調書様式1から17の書類審査及びヒアリング等により審査を行ったところ、財務に関する事務については概ね適正に処理されており、特段指摘事項は見受けられないが、上記第3で述べた改善等を求める事項については、必要な措置を講じ、改善を図るとともに、今後も法令等に基づいた適正な事務事業の執行に努められたい。

また、年度末に向け、歳入については事業完了に伴う国や県の支出金等の歳入確保を確実に図るとともに、市税等徴収金の徴収及び滞納繰越分の縮減に努めていただきたい。

歳出については、事務事業の適正執行及び適正管理に努めていただくとともに、12月末現在において未執行、低執行率の事業については、一層の事業執行の推進に努めていただきたい。